許　　可
解体業　　申請書
許可の更新

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年　　月　　日

（宛先）松山市長

（郵便番号）〒　　－

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　－　　－

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>（郵便番号）〒　　－
電話番号　　－　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の用に供する施設の概要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。

２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

欠 格 条 項 不 該 当 誓 約 書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

（郵便番号）〒　　－
住　　所

氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　－　　－

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）第６２条第１項第２号に定める下記の欠格条項に該当していないことを誓約します。

記

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

株 主 ・ 出 資 者 等 一 覧 表

1　発行済み株式総数又は出資額の総額（A）

（1）発行済み株式総額：　　株

（2）出 資 額 の 総 額：　　円

2　内訳（発行済株式総数又は出資額の総額の５％以上を有する株主又は出資者一覧表 ）

株主又は出資者の氏名・名称（生年月日）	住 所 及 び 本 籍		株式数（B）（出資金額）	（B／A）×１００
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			

事業計画書及び収支見積書

年　　月　　日　現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	：　～　：	従業員数	人	休業日	

（注）１　業務時間、従業員数、休業日欄以外は、標準作業書の全文の写しを提出すれば記入を省略できる。

１－２．使用済自動車等の引取実績及び計画

年　　度	＿＿年度実績（３年前）	＿＿年度実績（２年前）	＿＿年度実績（１年前）	許可取得後の年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な取引先				

１－３．解体実績

年　　度	＿＿年度実績（３年前）	＿＿年度実績（２年前）	＿＿年度実績（１年前）
年 間 処 理 実 績	台	台	台
年 間 稼 働 日 数	日	日	日
平 均 処 理 実 績	台/日	台/日	台/日

１－４．解体能力

１日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

１－５．保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (　　台)	保管量の上限	台 (　　台)
現在保管量	台 (　　台)	現在保管量	台 (　　台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

１－６．年間収支見積書

項目		前年度（　年） （決算月（　　月）） 年度 （千円）	 （１台当） （円）	今年度の見込 （決算月（　　月）） 年度 （千円）	 （１台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益					
営業外損益					
経常利益					
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

（参考）

	前年度末	現　　在
負債総額（年度末残高）		

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。
３　直前 3 年間の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに今年度の収支見積書（各事業者の決算書様式に今年度の見積額を計上したものなど）を提出すれば記入を省略できる。
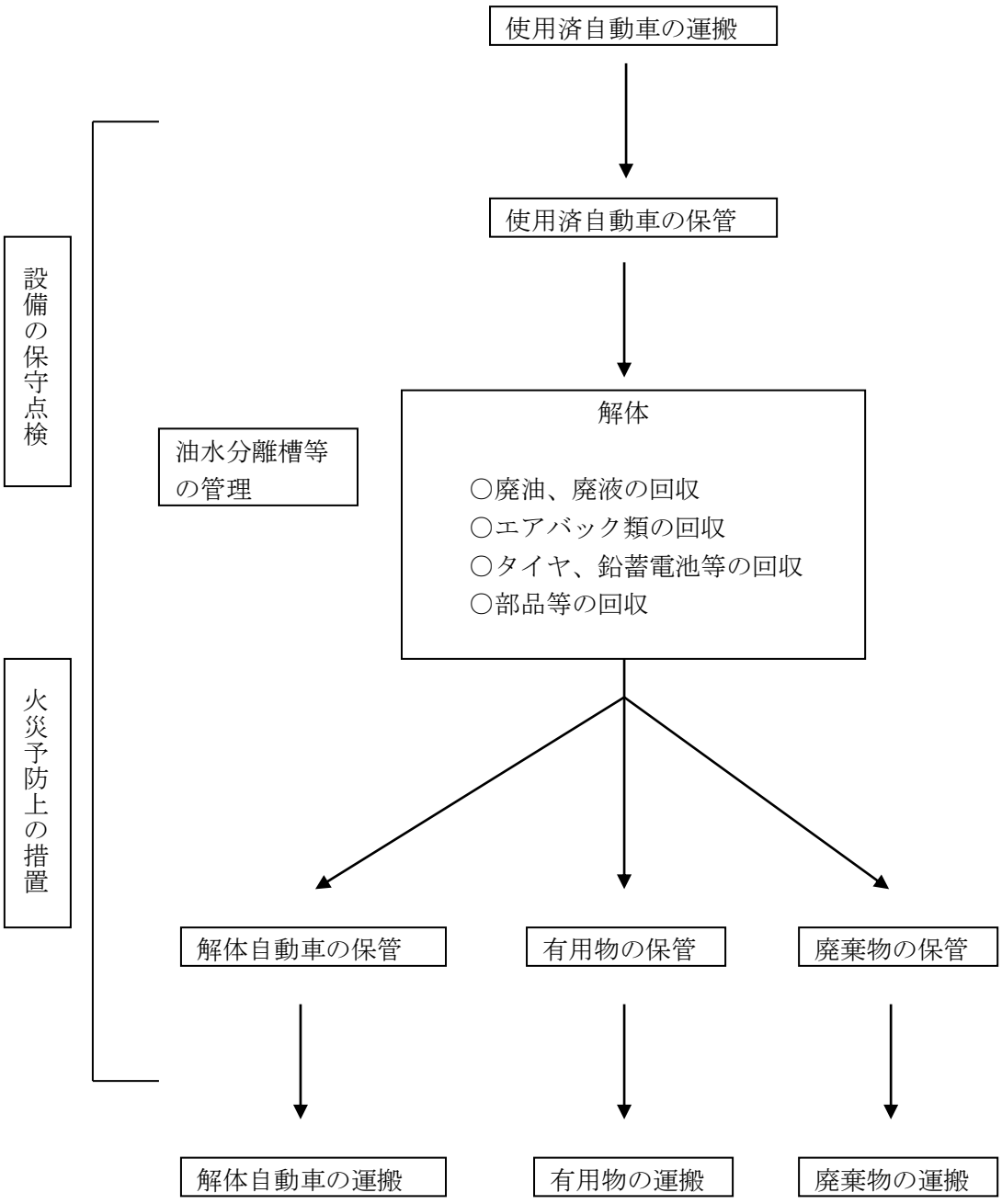
「１－１．事業の全体計画」のフロー概略図